

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(受験手数料)</p> <p>第十三条 法第十二条の二第一項の受験手数料の額は、次の各号に掲げる国家試験の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 別表第三の一の項、三の項、五の項、七の項及び十二の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験並びに公害防止主任管理者試験 八千七百元</p> <p>二 前号に規定する公害防止管理者試験以外の公害防止管理者試験 八千二百円</p>	<p>(受験手数料)</p> <p>第十三条 法第十二条の二第一項の受験手数料の額は、次の各号に掲げる国家試験の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 別表第三の一の項、三の項、五の項、七の項及び十二の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験並びに公害防止主任管理者試験 六千八百円</p> <p>二 前号に規定する公害防止管理者試験以外の公害防止管理者試験 六千四百円</p>